

<p>陳 情 第 2 号</p>	<p>令 2. 8. 20 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>鹿児島市における分煙環境整備について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>国内のたばこを取り巻く環境は、複数年にわたるたばこ税の増税、改正健康増進法の全面施行など、喫煙規制強化の動きがますます拡大し、非常に厳しい状況にある。</p> <p>県内の葉たばこ耕作の状況は、農家数196戸、耕作面積404ヘクタール、販売高約19.7億円となっており、各農家は、たばこ耕作に自らの農業経営を託し、自信と誇りを持って取り組んでいる。増税や規制強化等の影響によるたばこ消費量の減少という厳しい状況下においても、葉たばこの品質向上や収穫安定化への取組を怠らず、よりよい国産葉たばこの生産のために不断の努力を続けている。</p> <p>零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ産業の健全な発展を図り、もって地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負している。一方、近年の度重なる増税や一律・過度な規制は、私ども鹿児島市内の組合員の経営を直撃し、廃業の危機に陥るなど、まさに死活問題となっている。</p> <p>飲食業、宿泊業等の事業者においては、改正健康増進法の全面施行に伴い、原則屋内禁煙とする措置に伴う店舗の改装や標識の掲出等の対応を求められ、短期間に相応の負担を強いられる状況となっている。</p> <p>一方、たばこは、たばこ事業法に規定された合法的嗜好品であり、税収面からも貴重な財源として一定の役割を果たしており、平成30年度に鹿児島市に納められた地方たばこ税は、約37.5億円となっており、一般財源として大きく貢献している。</p> <p>改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」という観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するために、分煙可能な一定の喫煙場所の整備が重要だと考えており、分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止はもとより、継続的安定税収の確保に資するものと考えている。</p> <p>また、公共喫煙場所を充実させることで、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、行政や商店街等が取り組む環境美化の推進が期待される。</p> <p>そして、喫煙室(場所)の設置や排気設備の更新が進まない飲食店等の事業者を支援することは、健康増進法遵守の徹底や無用なトラブルの減少につながる。</p>	

令和2年度税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされている。

また、令和2年1月に総務省自治税務局から各都道府県をはじめ、指定都市の税制担当課や議会事務局等へ送付された事務連絡でも、「改正健康増進法を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙設備の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」とされている。

財政物資としてのたばこは、国税・地方税の一般財源として一定の役割を果たしているところであるが、喫煙者が望まない受動喫煙をさせないためにも、地方たばこ税を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性・必要性が高まっている。

については、下記事項について陳情する。

#### 記

1. 市は、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙の防止を図るため、市が管理する公共施設（行政庁舎や他の関連施設）等における分煙環境の整備を進めること。
2. 市は、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙の防止を図るため、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の整備を進めること。
3. 市は、改正健康増進法の規制対象となる飲食店等の事業者が喫煙室等を設置する際に、国の助成制度で賄えない費用に対する財政的支援や技術的支援を検討すること。
4. 市は、分煙環境の整備と維持に向けて、地方たばこ税を活用できる仕組みを検討すること。もしくは、鹿児島市議会から国に対し、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる仕組みを構築するよう要請すること。